

平成30年度高度医療機器販売業等の営業所管理者 及び医療機器修理業の責任技術者に対する継続研修会

開 催 案 内

【JPALS 研修会コード：10-2018-0005-100】

主催：日本薬剤師会

共催：群馬県薬剤師会

1 目的

- ①医薬品医療機器等法施行規則第168条に基づく高度管理医療機器販売業等の営業所管理者に対する研修
- ②医薬品医療機器等法施行規則第194条に基づく医療機器修理業の責任技術者に対する研修

※なお、上記については毎年度受講の義務があります。

2 対象者

- ①高度管理医療機器等の販売業等の営業所管理者
- ②医療機器修理業の責任技術者

3 内容

- ①医薬品医療機器等法その他薬事に関する法令
- ②医療機器の品質管理
- ③医療機器の不具合報告及び回収報告
- ④医療機器の情報提供

4 開催日時等

日 時：平成30年8月19日（日）午前10時～12時（受付開始9時30分～）

場 所：前橋市総合福祉会館 2階 多目的ホール

前橋市日吉町 2-17-10 TEL：027-237-0101

定 員：300名

受講料：群馬県薬剤師会会員 3,000円（テキスト代を含む）

上 記 以 外 5,000円（ ” ）

5 申込方法等

- ①郵便局にて下記あてに受講料をお振り込みください。

口座番号：00530-7-57485

口座名称：一般社団法人 群馬県薬剤師会

※郵便局備え付けの振込用紙をご使用いただき、振込人名は申込者名を、
通信欄には受講する研修会名を記入してください。

なお、振込手数料は振込人がご負担ください。

②同封の申込書に必要事項を記入し、振込領収書を添付のうえ、県薬事務局あて
F A X (027-223-5308) にてお申し込みください。

③申込締切日

平成30年6月29日(期限厳守)

6 注意事項

①申込締切日以降及び当日の受付はいたしません。

また、申込締切日以降のキャンセル、または当日欠席された場合には、受講料の返金はいたしません。

②定員になり次第締め切らせていただきます。その場合には、先にお振り込みいただきました受講料は返金させていただきます。

③申込者には参加券を営業所(事業所)あてにお送りいたします。

当日は参加券を受付に提示していただき、必ず出席の確認をしてください。

参加券がない場合は受講することができません。

④受講義務者は「高度管理医療機器等販売業・賃貸業許可申請」の申請をした際に、管理者の氏名の欄に書いた人(個人)です。管理者が変更になった場合には、速やかに保健福祉事務所に届出し、新しい管理者が受講してください。管理者以外の受講はできません。

⑤薬剤師は初回申請の基礎講習を免除されていますが、本継続研修は毎年度受講しなければなりません。

⑥日程等の都合で当県薬の研修会を受講できない場合には、他県薬・他団体主催の研修会を受講してください。他県薬で開催される研修会については、日本薬剤師会のホームページに順次掲載されますので、そちらをご覧ください。

7 修了証の交付

研修の全時間を受講した方には、研修会終了後に修了証を交付いたします。

遅刻・早退・長時間にわたり席を離れた場合には、修了証の交付はいたしませんのでご注意ください。また、この場合の受講料は返金いたしません。

群馬県薬剤師会 事務局

TEL : 027-223-7736

FAX : 027-223-5308